



総務省におけるテレワーク機運のさらなる醸成と、他省庁や民間への波及効果を期待して、本年から、毎年7月の特定の1週間を「総務省テレワークウィーク」と定め、本省を中心にできる限り多くの職員に積極的なテレワーク利用を促す。

1 基本方針

- ① 毎年、7月の特定の1週間を「総務省テレワークウィーク」と定め、本省職員を中心にテレワークの利用を積極的に推進。

これまで比較的テレワークを積極的に取り組んできている部局においては、ウィーク期間中、課室単位で多数の職員がテレワーク利用可能な特定の日を設定するなどによって、できる限り多くの職員がテレワークを利用できるよう促す。

(消防庁など業務内容によっては、テレワークの利用が難しい部局もあり強制は困難。そのような部局では、例えば課内でウィーク期間中、少なくとも1名はテレワークを実施するなど、まずはテレワーク利用を経験させる。)

- ② テレワーク利用者数の目標を定め、積極的な利用を促す。

2 本年度の「総務省テレワークウィーク」の設定と目標

- ① 平成27年度は、7月6日(月)～10日(金)を「総務省テレワークウィーク」とする。
- ② 本省課長級以上の幹部職員は、テレワークウィーク終了までに、最低1回はテレワークを実施するなど、省内全体にテレワークの実施機運を高める。
- ③ 本年度のテレワーク利用者数の目標値は、これまで700名としていたが、ウィークを起爆剤に位置付け、本年度目標は1,000名に上積みする。

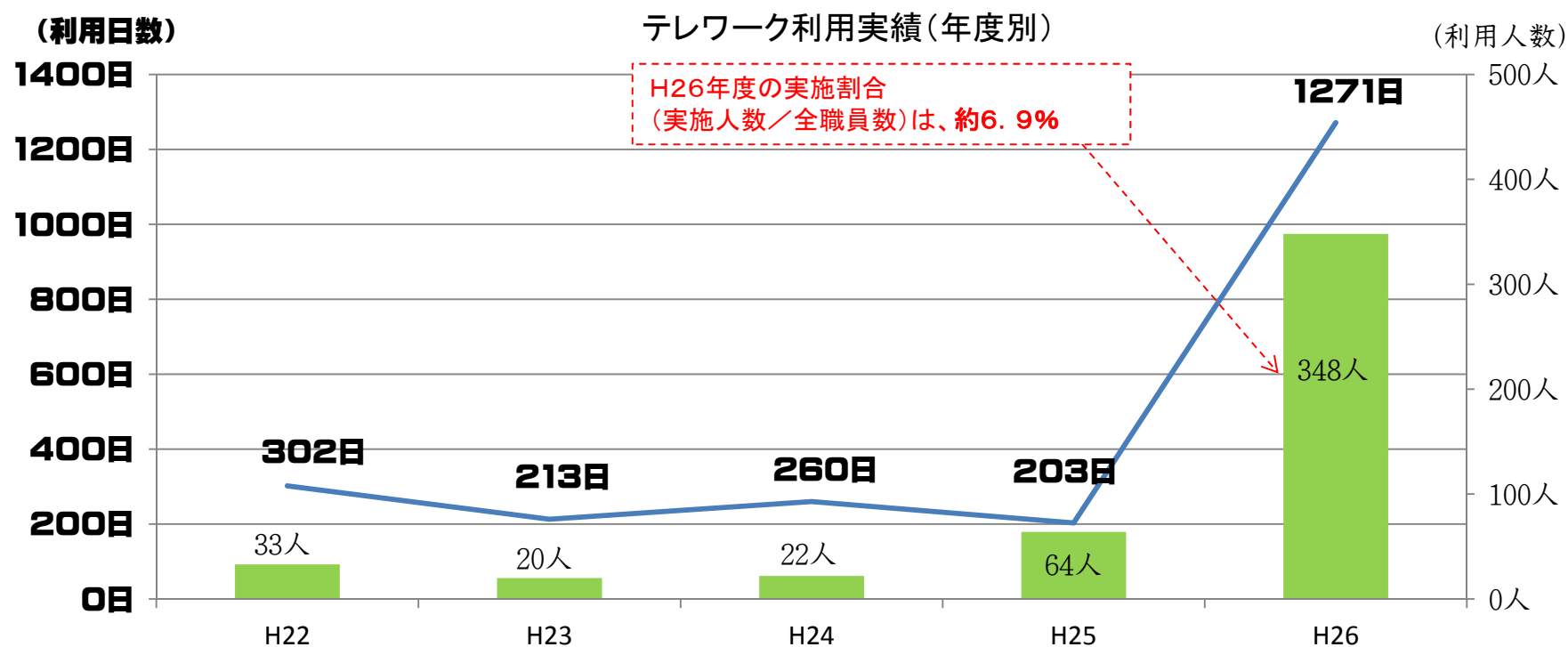
これを達成するため、ウィーク期間終了までに500名の利用を目指す。

これまでのテレワーク実績（利用数等）

総務省職員のテレワーク実施割合（テレワーク実施職員数／全職員数）は、昨年度と比して約5倍増加【1.3%→6.9%】

（国家公務員全体のテレワーク実施割合は、平成25年度では約0.1%）

月別	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	年合計
利用人数	66人	39人	20人	23人	18人	24人	41人	79人	126人	75人	83人	139人	348人
利用日数	108日	59日	51日	52日	43日	49日	93日	135日	178日	126日	162日	215日	1271日



テレワーク推進のための環境整備状況

総務省では、テレワーク推進のための環境を随時整備

- 対象者を本省補佐以下から、管理職・地方局を含む**全職員に拡大** (H26.8)
- 育児・介護を行う職員は、**当日のテレワーク申請が可** (H26.8)
- 休憩時間を利用して職場と自宅間を移動することで、**午前のみ又は午後のみ**の**テレワーク利用が可** (H27.4)

- 在席確認、チャット、Webテレビ会議の機能を備えた**Lync導入** (H25.4)
- 自宅に持ち帰る職場PCの**自宅無線LANへの接続機能導入** (H26.5)
- 高いセキュリティの下、職場PCを持ち帰らずとも自宅PCから職場システムに接続できる「**USBシンクライアント**」導入 (H26.7)
- Lyncの**Webテレビ会議機能拡充** (100人参加、省外参加、資料の共有) (H27.3)
- **USBシンクライアントを100本から200本に増加** (H27.4)
- **省内全部局の職場PC軽量化完了** (H27.5)
- 職場PCを自宅無線LANに接続するための**アダプタ不要化** (H27.5)
- **一部の業務専用システムの外部接続を可能化** (H27上半期予定)

